

# 中山町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 10,455	千円 5,646,971	千円 259,133	千円 1,018,967	% 18.0	% 18.4

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

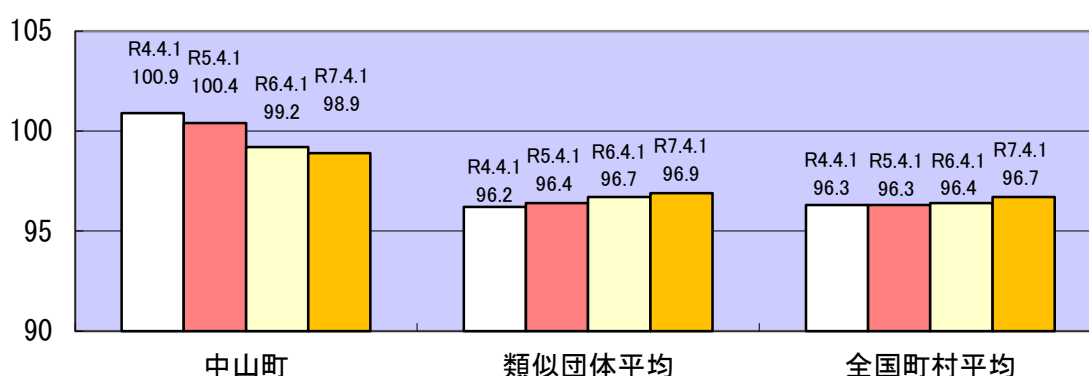
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 平均一人当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 89	千円 340,696	千円 46,652	千円 139,033	千円 526,381	千円 5,914	千円 5,751

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づ

く地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえて記載すること)

#### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度アップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

- ① 給料表の見直し 実施済(令和7年4月1日実施)
- ② その他の見直し内容  
扶養手当、通勤手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

#### (5) 特記事項

令和7年度は次の給与抑制措置を実施している。

- ・特別職等の給料削減(町長10%、副町長5%、教育長3%)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中山町	41.0歳	322,823円	364,625円	344,817円
山形県	43.4歳	336,000円	413,300円	363,000円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.4歳	317,237円	371,323円	342,933円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
中山町	54.4 歳	4 人	366,475 円	381,900 円	378,050 円
うち 自動車運転手	*	1 人	*	*	*
うち 用務員	52.8 歳	3 人	363,100 円	377,892 円	376,017 円
山形県	54.0 歳	405 人	333,500 円	370,200 円	349,700 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	52.4 歳	4 人	297,010 円	318,681 円	306,587 円

区 分	民 間			参 考
	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
中山町	—	—	—	—
うち 自動車運転手	乗用自動車運転者（タク シー運転手を除く）	62.7 歳	212,300 円	*
うち 用務員	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	50.2 歳	229,300 円	1.65
区 分	参 考			
	年収ベース（試算値）の比較			
	公務員（C）	民間（D）	C/D	
中山町	—	—	—	
うち 自動車運転手	*	2,642,500 円	*	
うち 用務員	6,381,701 円	3,141,800 円	2.03	

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年度～令和6年度の3カ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		中山町	山形県	国
一般行政職	大学卒	222,900円	222,900円	220,000円
	高校卒	189,700円	189,700円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,900円	185,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	291,607円	316,200円	377,417円	397,320円
	高校卒	261,600円	*	*	*
技能労務職	高校卒	—	—	—	*

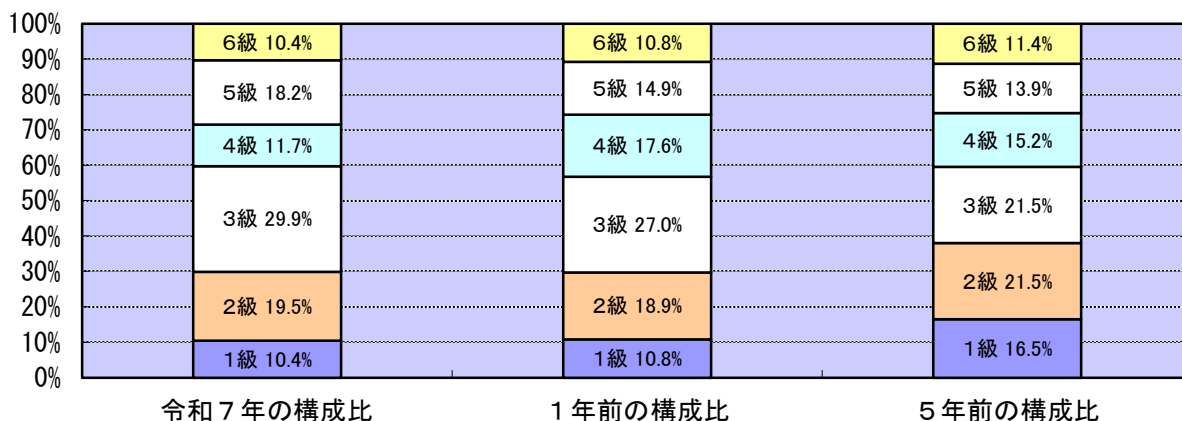
- (注) 1 「—」は、対象となる職員がいないことを示す。  
 2 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、「\*」としている。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

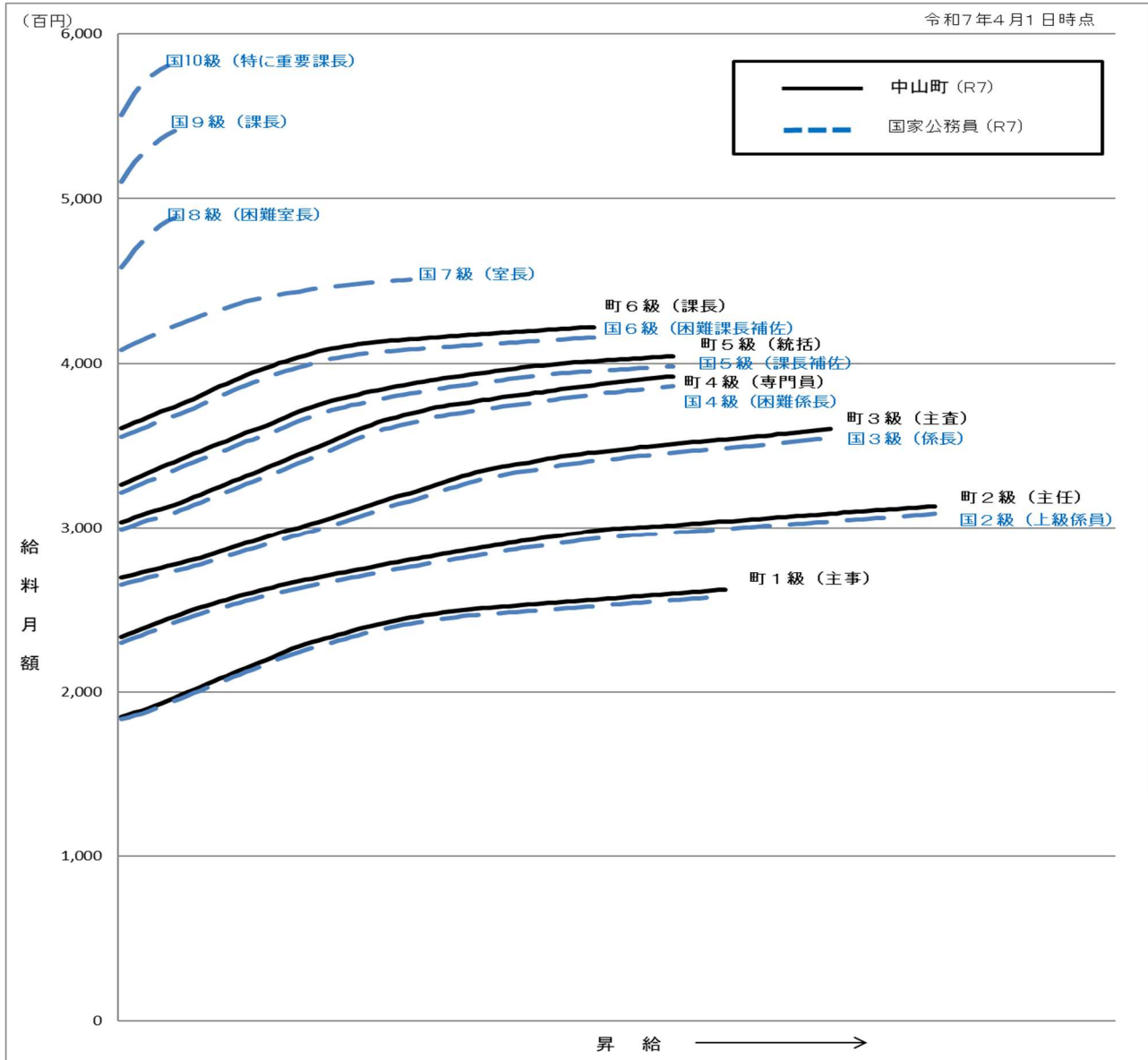
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の給 料月額
1級	主事、技師	8人	10.4%	185,100円	262,100円
2級	主任	15人	19.5%	233,600円	313,300円
3級	主査	23人	29.8%	269,300円	360,100円
4級	専門員	8人	10.4%	303,400円	392,000円
5級	統括	15人	19.5%	326,200円	404,300円
6級	課長・事務局長	8人	10.4%	360,600円	422,000円

- (注) 1 中山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（中山町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

中山町	山形県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,522千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,761千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

#### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（中山町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

区 分		中 山 町		国	
		自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
支 給 率	勤続20年	19.66950月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.03950月分	33.270750月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.75750月分	47.709000月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度	47.70900月分	47.709000月分	47.709月分	47.709月分
調整率		83.7/100		83.7/100	
その他の加算措置		・定年前早期退職特例措置 2～45%加算 ・退職時特別昇給 —		—	
1人当たり平均支給額		* 千円		—	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非達によることなく退職した場合を含む。
- 3 「1人当たり平均支給額」は、前年度に退職した職員に給された額の平均額であるが、個人情報保護の観点から、対象となる職員が2人以下の場合は「\*」としている。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在） 支給していません

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在） 支給していません

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	23,867千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	259千円
支給実績（令和5年度決算）	15,566千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	164千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

各種選挙関連の時間外勤務手当を含む（令和5年度…議会議員選挙、令和6年度…衆議院議員総選挙、山形県知事選挙）。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	○配偶者 3,000 円 ○一般の扶養親族 子 11,500 円、父母等 6,500 円 *満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から、満 22 歳に達する日後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合 1 人当たり 5,000 円加算	同じ		8,930 千円	217,816 円
住居手当	○借家 限度額 28,000 円	異なる	手当の支給対象となる家賃の限度額が、国よりも 2,000 円低い	4,713 千円	294,538 円
通勤手当	○交通機関利用者 運賃等相当額 (1 月当たり限度額 55,000 円) ○交通用具使用者 片道 2km 以上の者に、使用距離により支給 (1 月当たり限度額 31,600 円)	同じ		3,715 千円	56,651 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員に定額支給 41,600 円	同じ		4,492 千円	499,200 円
寒冷地手当	○扶養親族のある世帯主である職員 19,800 円 ○扶養親族のない世帯主である職員 11,400 円 ○世帯主でない職員 8,200 円	同じ		6,496 千円	67,671 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	738,000 円 (820,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 846,000 円／556,500 円
	副 町 長	603,250 円 (635,000 円)	676,000 円／514,400 円
	教 育 長	567,450 円 (585,000 円)	—
報 酬	議 長	310,000 円	412,000 円／247,000 円
	副 議 長	255,000 円	330,000 円／193,000 円
	議 員	240,000 円	310,000 円／175,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合)	6月：1.65月分 12月：1.75月分 計：3.40月分
	副 町 長		
	教 育 長		
	議 長		
	副 議 長		
	議 員		
通 勤 手 当	町 長	一般行政職の職員に同じ	
	副 町 長		
	教 育 長		
寒 冷 地 手 当	町 長	一般行政職の職員に同じ	
	副 町 長		
	教 育 長		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額(820,000円)×在職月数×0.567 (1期の手当額) 22,317,120円 (支給時期) 在職中通算、任期毎の選択	
	副 町 長	(算定方式) 給料月額(635,000円)×在職月数×0.331 (1期の手当額) 10,088,880円 (支給時期) 在職中通算、任期毎の選択	
	教 育 長	(算定方式) 給料月額(585,000円)×在職月数×0.236 (1期の手当額) 4,970,160円 (支給時期) 在職中通算、任期毎の選択	

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月。ただし、教育長は3年=36月。)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

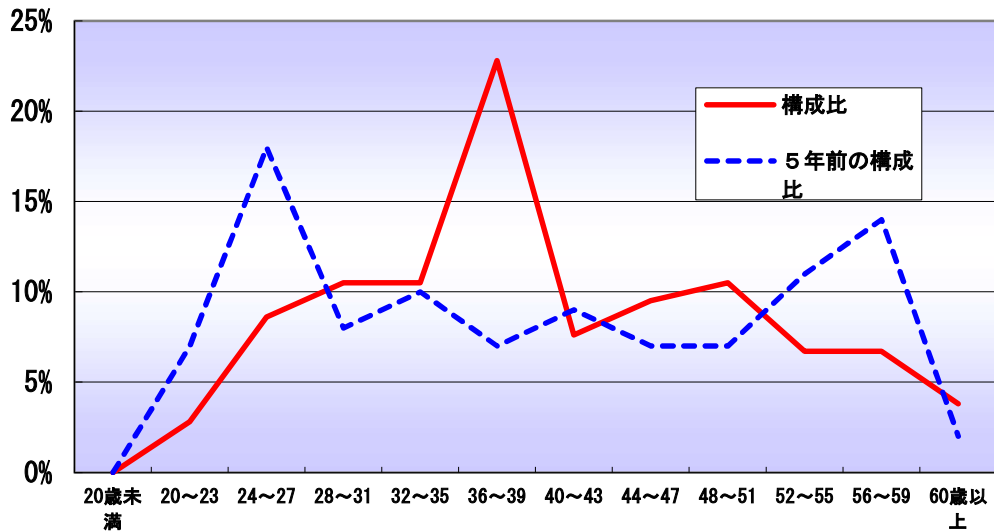
部門	区分	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和7年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	30	25	5	事務体制強化、育休職員対応のため
		税務	8	8	0	
		農林水産	5	5	0	
		商工	5	6	▲1	県への派遣期間満了のため
		土木	5	5	0	
		民生	18	15	3	組織改正のため
		衛生	6	7	▲1	組織改正のため
		小計	79	73	6	<参考> 人口1万当たり職員数 75.56人 (類似団体の人口1万当たり職員数 92.42人)
	教育部門	15	15	0		
小計	94	88	6	<参考> 人口1万当たり職員数 89.90人 (類似団体の人口1万当たり職員数 111.20人)		
公営企業等 会計部門	国保	4	4	0		
	下水道	3	3	0		
	介護保険	4	5	▲1	組織改正のため	
	その他	0	0	0		
	小計	11	12	▲1		
合計		105 [104]	100 [104]	5	<参考> 人口1万当たり職員数 100.43人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

3 育児休業取得者は条例上、定数外であるため、実職員数は104となる。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	9人	11人	11人	24人	8人	10人	11人	7人	7人	4人	105人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政	79	78	77	74	73	79	0 (0.0%)
教育	15	15	15	15	15	15	0 (0.0%)
普通会計計	94	93	92	89	88	94	0 (0.0%)
公営企業等 会計計	12	14	12	13	12	11	▲1 (▲8.3%)
総合計	106	107	104	102	100	105	▲1 (▲0.9%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。